



第 2 章

まちの現況と町民の意識

位置

[illegible]

また、旭川紋別自動車道が北海道縦貫自動車道の比布ジャンクションから丸瀬布インターチェンジまで供用されており、地域高規格道路遠軽北見道路も一部区間で着工されていることから、道央圏・道北圏と北網圏を連絡する高速ネットワークが形成されつつある。さらに、平成 28 年度には丸瀬布インターチェンジから瀬戸瀬インターチェンジまで供用開始が予定され、その先の（仮称）遠軽豊里インターチェンジまでの区間も着工されている。

2. 自然的現況

地勢・地形

遠軽町は、周囲を山林に囲まれ、南西部には大雪山系の険しい山々がそびえ、その大雪山系に水源を發し、南西部から北東側のオホーツク海に注ぐ湧別川と湧別川に合流するサナブチ川、生田原川、瀬戸瀬川、丸瀬布川、武利川、支湧別川等の河川流域に拓けている。

気候

遠軽町は、オホーツク海型気候地域の特色を持っており、夏季は梅雨や台風の影響を受けることが少なく、7～8月は晴天の日が長く続く。また、最高気温が30度を超えることもあるが、8月の平均気温は20.3度（2008年～2012年）と比較的涼しく湿度も低い。冬季は北西の季節風の影響を受け、マイナス20度を下回ることも珍しくない。また、降雪量は遠軽町内の各地域によって大きく異なるが、本州日本海側の豪雪地帯に比べ、雪質は軽く降雪量も少ない。

降水量は年間750mm前後で全道平均を下回る。また、日照時間は、年1,700時間前後で比較的多い地域である。

3. 遠軽町の沿革

遠軽町は、明治13年7月、紋別ほか9か村戸長役場の管轄に属し、湧別戸長役場、湧別村、上湧別村を経て、大正8年4月に現在のまちの枠組みとなる遠軽村が誕生した。

その後、大正14年1月に生田原村（当時）が、町制施行（昭和9年4月）後の昭和21年8月には丸瀬布村（当時）と白滝村が分村し、昭和28年10月に丸瀬布村が、昭和29年4月に生田原村がそれぞれ町制施行され、各々の自治体として発展を遂げてきた。

しかし、近年において、急速な少子高齢化の進行、地方分権の推進、国と地方を通じた財政状況の悪化等の状況を踏まえ、町村合併の必要性や効果の検証、確認を行った結果、行財政基盤の強化を図り、住民により充実したサービスを提供し、住みやすいまちづくりを推進することを目的として平成17年10月に4町村が合併し、新「遠軽町」が誕生した。

合併後は少子高齢化の影響や人口減少等により、教育施設の見直しや施設の有効活用を進めてきた。また、隣接する北見市と当町間の路線バスが廃止となり、住民の足を確保するため町内での代替バス運行を図る等、町民の生活確保に努力している。その一方では、地域高規格道路である旭川紋別自動車道の延伸や金八トンネル等の開通により、地域間の移動時間短縮やその移動における安全性や快適性の確保が図られている。

4. 社会・経済的現況

人口・世帯数の動向

(1) 総人口の推移

遠軽町の人口は、農林業の発展と共に着実な人口の増加を続け昭和35年（国勢調査）に4町村で38,755人に達した。それ以降は減少基調で推移しており、平成17年10月の4町村合併時点では23,648人を数えたが、その後も若干減少が進み、平成22年10月現在では22,265人となっている。

(2) 世帯数の推移

遠軽町の世帯数は、昭和40年までは4町村共増加傾向が続いていたが、その後は人口の減少傾向に関わらずほぼ横ばいとなっている。平成17年10月の4町村合併時点では9,866世帯、平成22年10月現在では9,617世帯となっている。

この現象は、少子高齢化、核家族化の進行を如実に示しており、平均世帯人員は昭和10年の5.80人/戸から年々減少し、平成17年10月の4町村合併時点では2.40人/戸となっており、以降も減少は進み、平成22年10月現在では2.32人/戸となっている。

表 2.1 総人口・世帯数の推移

(単位：人/戸)

年次	町名	人口			世帯数	平均世帯人員
		総数	男	女		
昭和5年	生田原村	4,918	2,559	2,359	857	5.74
	遠軽村	15,501	8,221	7,280	2,727	5.68
	計	20,419	10,780	9,639	3,584	5.70
昭和10年	生田原村	6,130	3,227	2,903	1,030	5.95
	遠軽町	17,878	9,288	8,590	3,112	5.74
	計	24,008	12,515	11,493	4,142	5.80
昭和15年	生田原村	8,396	4,403	3,993	1,517	5.53
	遠軽町	19,292	9,936	9,356	3,328	5.80
	計	27,688	14,339	13,349	4,845	5.71
昭和22年	生田原村	7,748	3,834	3,914	1,389	5.58
	遠軽町	14,862	7,428	7,434	2,694	5.52
	丸瀬布村	6,742	3,391	3,351	1,288	5.23
	白滝村	4,178	2,164	2,014	762	5.48
	計	33,530	16,817	16,713	6,133	5.47
昭和25年	生田原村	8,160	4,100	4,060	1,432	5.70
	遠軽町	16,026	8,104	7,922	2,814	5.70
	丸瀬布村	7,288	3,695	3,593	1,347	5.41
	白滝村	4,371	2,222	2,149	768	5.69
	計	35,845	18,121	17,724	6,361	5.64
昭和30年	生田原町	8,066	4,026	4,040	1,452	5.56
	遠軽町	18,082	9,318	8,764	3,333	5.43
	丸瀬布町	7,800	3,942	3,858	1,485	5.25
	白滝村	4,644	2,401	2,243	851	5.46
	計	38,592	19,687	18,905	7,121	5.42
昭和35年	生田原町	7,035	3,603	3,432	1,403	5.01
	遠軽町	19,177	9,772	9,405	4,058	4.73

(単位：人/戸)

年次	町名	人口			世帯数	平均世帯人員
		総数	男	女		
	丸瀬布町	7,746	4,067	3,679	1,608	4.82
	白滝村	4,797	2,569	2,228	956	5.02
	計	38,755	20,011	18,744	8,025	4.83
昭和 40 年	生田原町	5,851	2,912	2,939	1,382	4.23
	遠軽町	20,346	10,226	10,120	4,916	4.14
	丸瀬布町	6,611	3,368	3,243	1,598	4.14
	白滝村	4,108	2,159	1,949	959	4.28
	計	36,916	18,665	18,251	8,855	4.17
昭和 45 年	生田原町	4,886	2,396	2,490	1,276	3.83
	遠軽町	20,458	10,231	10,227	5,590	3.66
	丸瀬布町	5,045	2,449	2,596	1,386	3.64
	白滝村	2,941	1,489	1,452	782	3.76
	計	33,330	16,565	16,765	9,034	3.69
昭和 50 年	生田原町	4,142	2,006	2,136	1,183	3.50
	遠軽町	20,354	10,099	10,255	5,909	3.44
	丸瀬布町	3,922	1,866	2,056	1,213	3.23
	白滝村	2,367	1,202	1,165	700	3.38
	計	30,785	15,173	15,612	9,005	3.42
昭和 55 年	生田原町	3,848	1,873	1,975	1,210	3.18
	遠軽町	21,057	10,474	10,583	6,634	3.17
	丸瀬布町	3,424	1,617	1,807	1,175	2.91
	白滝村	2,099	1,072	1,027	725	2.90
	計	30,428	15,036	15,392	9,744	3.12
昭和 60 年	生田原町	3,606	1,763	1,843	1,173	3.07
	遠軽町	21,143	10,437	10,706	6,861	3.08
	丸瀬布町	2,976	1,402	1,574	1,059	2.81
	白滝村	1,719	881	838	625	2.75
	計	29,444	14,483	14,961	9,718	3.03
平成 2 年	生田原町	3,243	1,581	1,662	1,065	3.05
	遠軽町	19,441	9,385	10,056	6,796	2.86
	丸瀬布町	2,510	1,143	1,367	970	2.59
	白滝村	1,541	782	759	587	2.63
	計	26,735	12,891	13,844	9,418	2.84
平成 7 年	生田原町	3,065	1,499	1,566	1,084	2.83
	遠軽町	18,860	9,126	9,734	7,051	2.67
	丸瀬布町	2,342	1,076	1,266	970	2.41
	白滝村	1,502	798	704	660	2.28
	計	25,769	12,499	13,270	9,765	2.64
平成 12 年	生田原町	2,787	1,376	1,411	1,026	2.72
	遠軽町	18,503	8,941	9,562	7,353	2.52
	丸瀬布町	2,149	993	1,156	948	2.27
	白滝村	1,405	773	632	719	1.95
	計	24,844	12,083	12,761	10,046	2.47
平成 17 年	遠軽町	23,648	11,486	12,162	9,866	2.40
平成 22 年	遠軽町	22,265	10,742	11,523	9,617	2.32

資料：平成 22 年まで各年 10 月「国勢調査」総務省

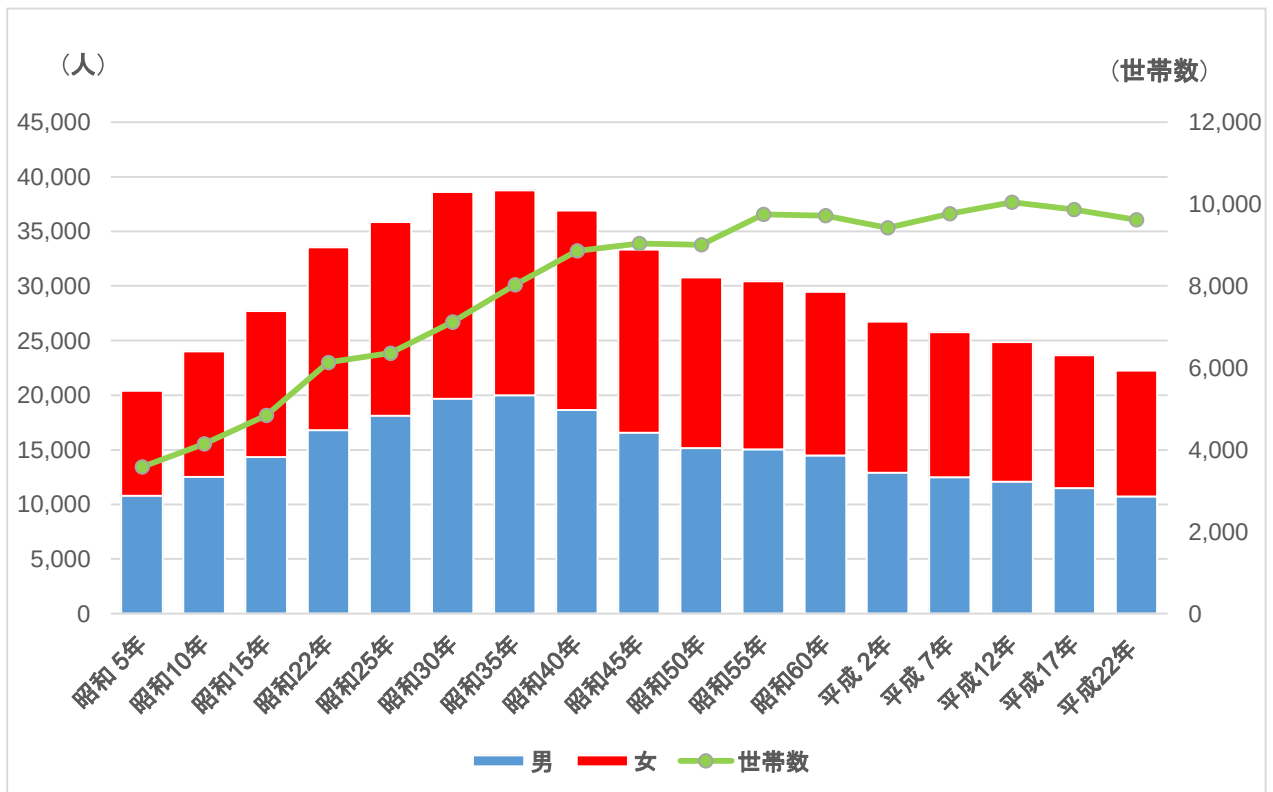


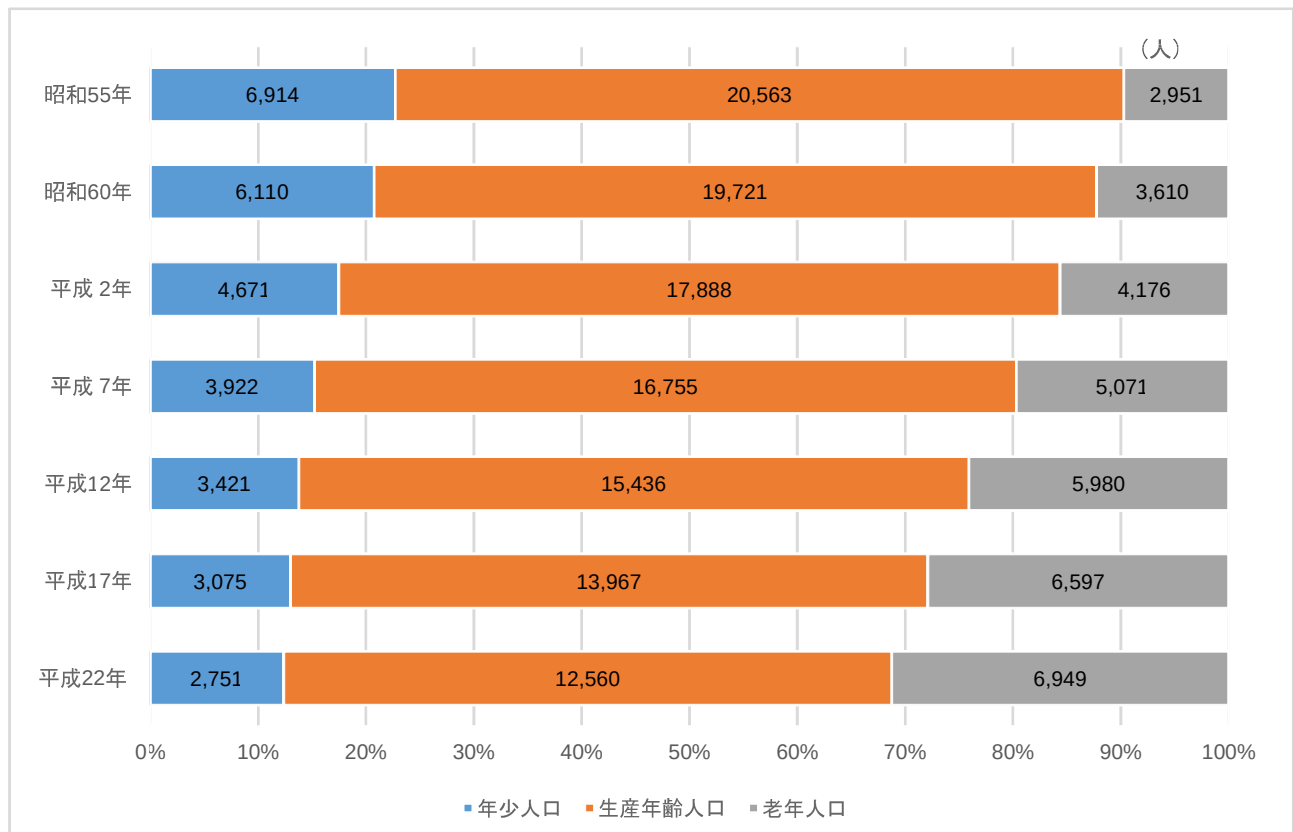
図 2.1 総人口・世帯数の推移（4町村合計）

(3) 年齢階層別人口の推移

遠軽町の年齢別階層人口を昭和55年と平成22年（いずれも国勢調査）で比較して見ると、老年人口の増加及び年少人口の減少を示している。

同時期の総人口の減少率26.8%に対して、年少人口で60.2%の減、生産年齢人口38.9%の減、老年人口は135.5%の増加となっており、遠軽町においても高齢化は着実に進行していることを示している。

※年齢別階層人口についてはS55～H12においても4町村の合計数とした。



資料：「国勢調査」総務省

図 2.2 年齢階層別人口の推移

(4) 産業別人口の推移

遠軽町の産業別就業者人口の推移を4町村の昭和50年から平成22年で見ると、総就業者数は昭和55年に14,815人を超えた後、減少傾向となり平成22年には9,781人まで減少した。

就業区分を見ると、第1次産業である農林業が昭和50年の3,277人から平成22年には871人へと減少しており、第2次産業も平成12年までは3,000人台で推移していたものの、平成22年には1,873人と減少している。

これは、農林漁業従事者の高齢化、後継者不足等により、第2次産業の建設業、製造業への転業と、平成12年から社会経済状況の悪化に伴う第2次産業の低迷の結果である。

第3次産業については、変動はあるものの7,000人以上で推移しており、平成22年には総就業者人口の約70%を占めている。

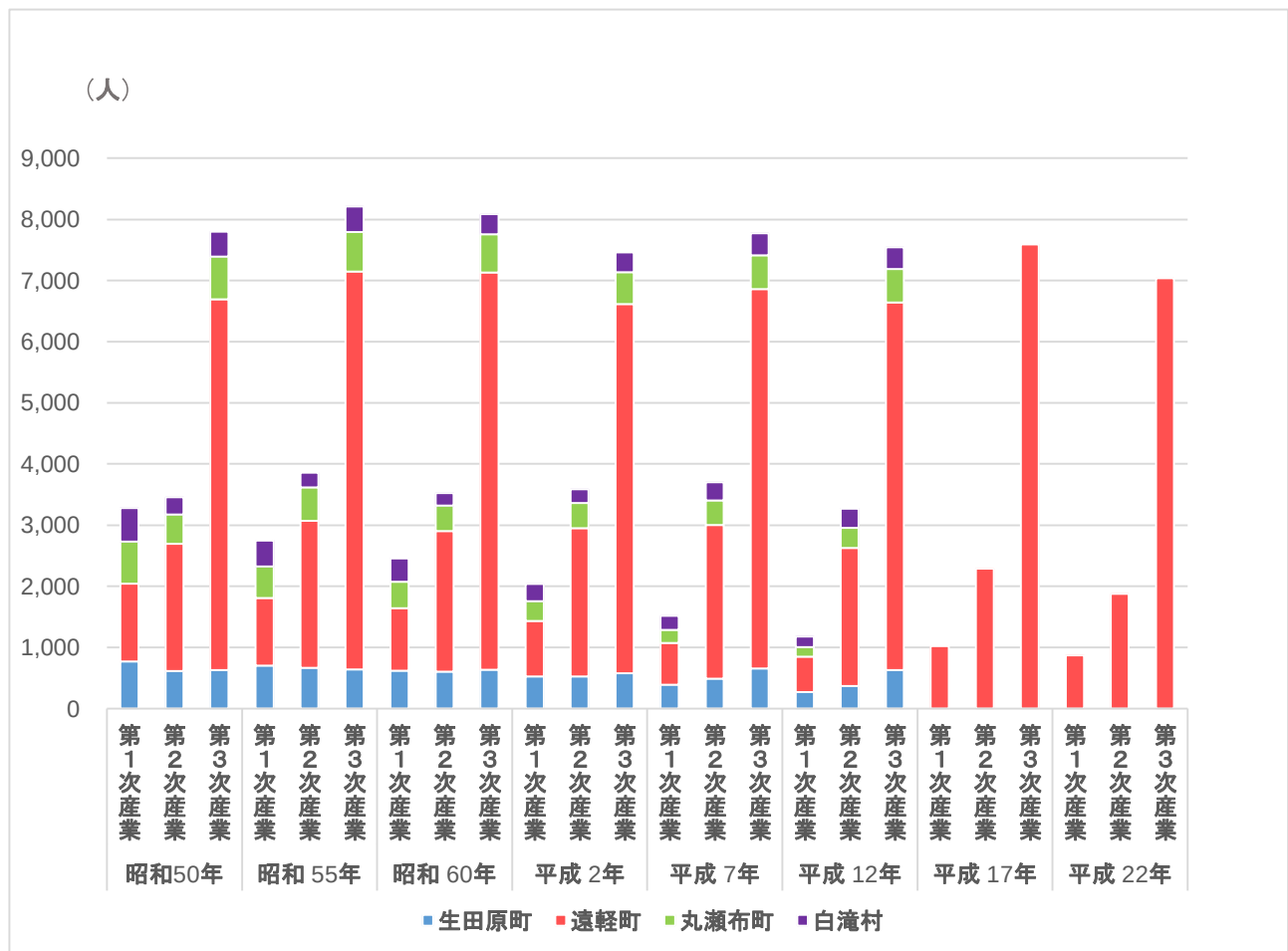
さらに、平成22年における第3次産業の業種別就業者数は卸・小売業1,344人（約19%）、公務1,234人（約18%）、医療・福祉が1,497人（約21%）、サービス業が548人（約8%）となっており、遠軽町の産業構造が商業都市型であることを示している。

表 2.2 産業別就業人口の推移

（単位：人）

年次	地域	第1次産業	第2次産業	第3次産業	計
昭和50年	生田原町	772	611	629	2,012
	遠軽町	1,275	2,088	6,067	9,430
	丸瀬布町	689	473	696	1,858
	白滝村	541	284	406	1,231
	計	3,277	3,456	7,798	14,531
昭和55年	生田原町	703	667	638	2,008
	遠軽町	1,104	2,404	6,507	10,015
	丸瀬布町	518	546	648	1,712
	白滝村	424	240	416	1,080
	計	2,749	3,857	8,209	14,815
昭和60年	生田原町	620	605	636	1,861
	遠軽町	1,022	2,300	6,492	9,814
	丸瀬布町	435	415	629	1,479
	白滝村	378	203	328	909
	計	2,455	3,523	8,085	14,063
平成2年	生田原町	526	524	577	1,627
	遠軽町	911	2,426	6,034	9,371
	丸瀬布町	320	417	523	1,260
	白滝村	283	220	328	831
	計	2,040	3,587	7,462	13,089
平成7年	生田原町	389	490	652	1,531
	遠軽町	687	2,513	6,207	9,407
	丸瀬布町	207	403	555	1,165
	白滝村	235	293	358	886
	計	1,518	3,699	7,772	12,989
平成12年	生田原町	273	372	631	1,276
	遠軽町	576	2,251	6,014	8,841
	丸瀬布町	156	333	542	1,031
	白滝村	173	310	356	839
	計	1,178	3,266	7,543	11,987
平成17年	遠軽町	1,021	2,289	7,588	10,898
平成22年	遠軽町	871	1,873	7,037	9,781

資料：「国勢調査」総務省



資料：「国勢調査」総務省

図 2.3 産業別就業者

産業の現況

(1) 農業

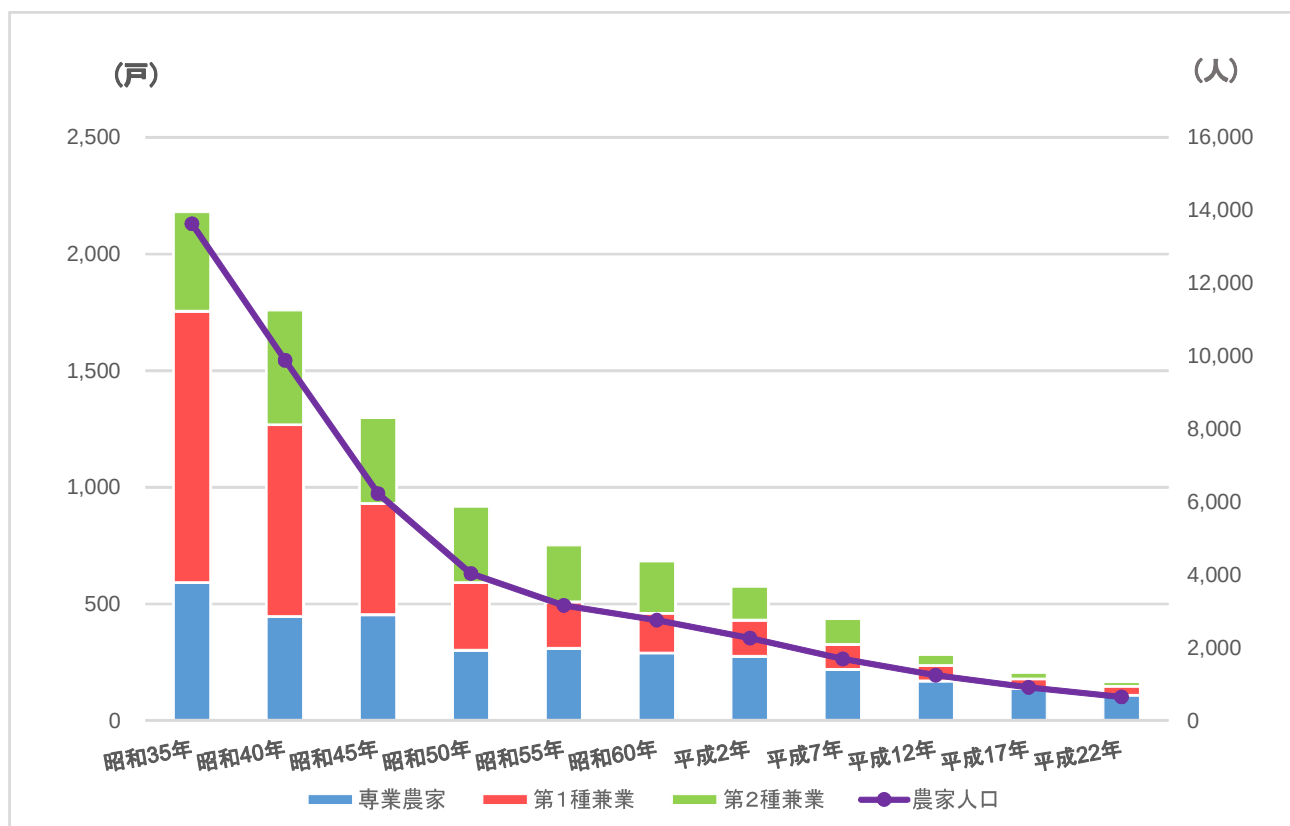
遠軽町の基幹産業である農業は、いつの時代においても地域経済を支えてきたところであり、4町村で昭和35年当時、農家数で2,182戸、農家人口で13,633人であったが、農業者の高齢化と後継者不足が重なった結果、離農が増大して年々減少を続け、平成22年には、それぞれ、167戸、645人までに減少した。

経営形態は、昭和35年当時は水田、畑作が主流を占めていたが、昭和40年代からの稲作転換事業の推進により水田農家の酪農への転換が進んだ結果、離農跡地が酪農家に集約され、また、農作業の機械化が進んだために一戸当たり経営規模は拡大してきた。

表 2.3 農業の推移

(単位：戸・人)

	S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22
農家数	2,182	1,760	1,298	918	753	683	576	436	283	206	167
専業農家	592	446	454	301	310	290	275	219	169	137	109
兼業農家	1,590	1,314	844	617	443	393	301	217	114	69	58
第1種兼業	1,163	823	477	290	199	170	155	107	68	41	38
第2種兼業	427	491	367	327	244	223	146	110	46	28	20
農家人口	13,633	9,887	6,224	4,032	3,157	2,752	2,261	1,686	1,239	910	645



資料：「世界農林業センサス」、「農業センサス」農林水産省

図 2.4 農家数と農家人口の推移

(2) 林業

遠軽町の平成24年における所有区分による森林面積は、国有林 98,733ha、町有林 3,533ha、民有林 14,972ha の合計 117,238ha となっており、町土の約 88%を占め農業と共に遠軽町の基幹産業として地域経済を支えてきた。

近年の林業を取り巻く情勢は、外国産材の輸入による市場価格の低迷、木材使用の減少等により木材加工業の閉鎖が相次ぎ、きわめて厳しい状況にある。

この状況は林業家の意欲の衰退を招き、保育、間伐等の森林施業が停滞して放置林の増大が懸念されている。

表 2.4 森林面積

(単位：ha)

年次	地域	国有林	町有林	民有林	総計
平成13年	生田原町	16,289	1,074	5,834	23,197
	遠軽町	7,906	1,142	6,315	15,363
	丸瀬布町	47,262	609	1,274	49,145
	白滝村	28,588	648	1,804	31,040
	計	100,045	3,473	15,227	118,745
平成14年	生田原町	16,289	1,071	5,840	23,200
	遠軽町	7,906	1,143	6,321	15,370
	丸瀬布町	47,262	611	1,281	49,154
	白滝村	28,588	670	1,728	30,986
	計	100,045	3,495	15,170	118,710
平成15年	生田原町	15,984	1,071	5,827	22,882
	遠軽町	7,687	1,153	6,301	15,141
	丸瀬布町	46,634	611	1,261	48,506
	白滝村	28,109	669	1,725	30,503
	計	98,414	3,504	15,114	117,032
平成16年	生田原町	15,984	1,071	5,824	22,879
	遠軽町	7,687	1,153	6,306	15,146
	丸瀬布町	46,634	610	1,250	48,494
	白滝村	28,109	669	1,726	30,504
	計	98,414	3,503	15,106	117,023
平成17年	遠軽町	98,414	3,493	15,123	117,030
平成18年	遠軽町	98,414	3,492	15,083	116,989
平成19年	遠軽町	98,410	3,501	15,067	116,978
平成20年	遠軽町	98,733	3,496	15,040	117,269
平成21年	遠軽町	98,733	3,496	15,051	117,280
平成22年	遠軽町	98,733	3,489	15,051	117,273
平成23年	遠軽町	98,733	3,533	15,020	117,286
平成24年	遠軽町	98,733	3,533	14,972	117,238

資料：「北海道林業統計」北海道

(3) 工業

遠軽町の工業は、製造品出荷額が工業生産額の90%以上を占める等、製造業が主体となっている。事業所数、従事者数は年々減少しており、特に平成7年以降、木製品製造業の規模縮小及び施設の近代化による従事者数の減少が顕著に現れている。

製造品出荷額は、木材・木製品製造業が主流であったが、林業を取り巻く情勢の悪化に伴い工業出荷額が14%減少し、代わりに農産物の加工製造等、食品製造業が工業出荷額の45%と急激な伸びを示し、その結果、平成12年以降は、従業者数の減少率と比較して出荷額の減少率は微減となっている。

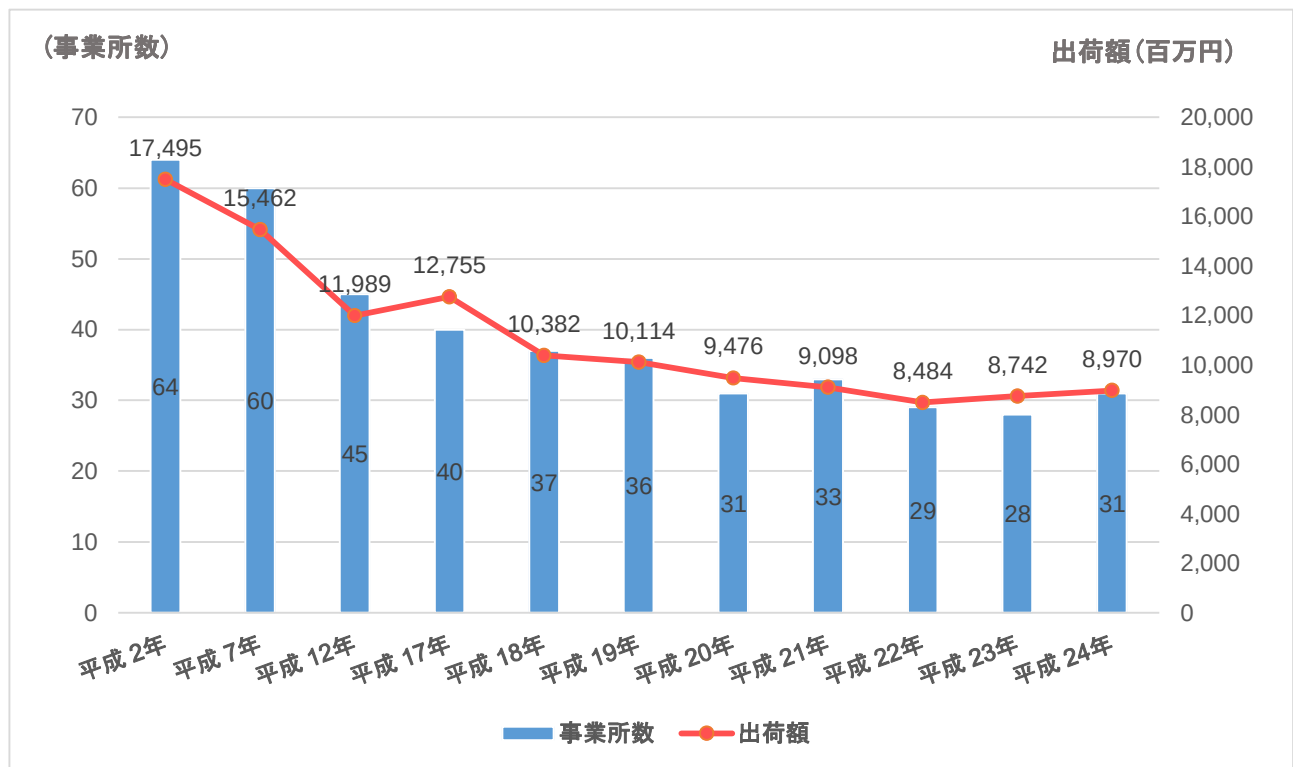
遠軽町の工業は、零細な経営体系が大半を占めているため、今後、設備の近代化、金融面での支援等、経営体質の強化に向けた施策が必要となる。

表 2.5 事業所数及び工業出荷額の推移

(単位：箇所、人、百万円)

年次	地域	事業所数	従業者数	出荷額
平成2年	生田原町	9	338	3,769
	遠軽町	37	802	10,021
	丸瀬布町	10	241	3,195
	白滝村	8	75	510
	計	64	1,456	17,495
平成7年	生田原町	10	317	3,352
	遠軽町	35	768	7,909
	丸瀬布町	8	243	3,422
	白滝村	7	55	779
	計	60	1,383	15,462
平成12年	生田原町	10	187	2,061
	遠軽町	24	449	6,113
	丸瀬布町	6	204	3,153
	白滝村	5	34	662
	計	45	874	11,989
平成17年	遠軽町	40	672	12,755
平成18年	遠軽町	37	652	10,382
平成19年	遠軽町	36	585	10,114
平成20年	遠軽町	31	535	9,476
平成21年	遠軽町	33	585	9,098
平成22年	遠軽町	29	545	8,484
平成23年	遠軽町	28	483	8,742
平成24年	遠軽町	31	554	8,970

資料：「工業統計」、「事業所統計」経済産業省



資料：「工業統計」、「事業所統計」経済産業省

図 2.5 事業所数と工場出荷額の推移

(4) 商業

遠軽町の商業は、まちの総産業生産額に占める割合が最も高く、都市を形成し、拠点としてのサービスを提供する役割を果たしている。

従来は中心市街地の商店街が町民や圏域住民の購買によって活況を呈していたが、近年、モータリゼーション¹の進展と大規模店舗の出店規制の緩和等により、大型スーパー、コンビニエンスストア、沿道型店舗等の進出が相次ぎ、後継者不足や資本不足を背景に既存商店街においては空き店舗、空き地が増加の一途をたどっている。

今後、まち全体としては、町民・圏域住民へのサービス向上を図りながら、既存商店街としては、多様化する住民ニーズに対応して、大型店等が提供しない品揃えとサービス向上を強化し、全体として商業都市の機能と質を高めていくことが重要である。

表 2.6 商店数及び商業販売額の推移

(単位：店、人、百万円)

年次	地域	総数			卸売業			小売業		
		商店数 (店)	従業者数 (人)	年間販売額 (百万円)	商店数 (店)	従業者数 (人)	年間販売額 (百万円)	商店数 (店)	従業者数 (人)	年間販売額 (百万円)
H11	生田原町	43	139	2,540	3	13	924	40	126	1,616
	遠軽町	253	1,553	36,223	29	211	10,126	224	1,342	26,096
	丸瀬布町	36	126	2,051	3	21	339	33	105	1,712
	白滝村	16	53	1,460	—	—	—	16	53	1,460
	計	348	1,871	42,274	35	245	11,389	313	1,626	30,884
H14	生田原町	37	117	1,238	—	—	—	37	117	1,238
	遠軽町	231	1,558	33,581	31	232	7,993	200	1,326	25,589
	丸瀬布町	33	110	1,787	1	9	χ	32	101	χ
	白滝村	16	52	749	—	—	—	16	52	749
	計	317	1,837	37,355	32	241	7,993 + χ	285	1,596	27,576 + χ
H16	生田原町	32	99	1,241	1	2	χ	31	97	χ
	遠軽町	236	1,429	31,587	29	162	6,712	207	1,267	24,874
	丸瀬布町	28	95	1,752	1	5	χ	27	90	χ
	白滝村	15	44	889	1	2	χ	14	42	χ
	計	311	1,667	35,469	32	171	6,712 + χ	279	1,496	24,874 + χ
H19	遠軽町	275	1,622	41,002	31	165	5,468	244	1,457	35,534

資料：「商業統計」経済産業省

¹ モータリゼーション(mortalization)：自動車の急激な普及とそれにとまなう住民の居住・消費・余暇行動等の大きな変化をいう。

(5) 観光

国民の観光行動は、観光ニーズの多様化、女性の社会進出及び労働時間の短縮による余暇時間の増大等を背景として、団体による周遊から個人・小グループ主体の旅行中心に変化してきており、それに伴う交通機関は、自家用車の比率が高く、学習・体験ニーズも高まってきている。

遠軽近郊の観光コースは、滝上、紋別、上湧別、サロマ湖、網走、斜里のオホーツク沿岸及び層雲峡、温根湯の温泉観光地が主流であるが、遠軽町はこれらの観光コースからはずれた位置にあり集客性の高い景勝地や観光施設に乏しいことが長年の課題であった。しかし、平成17年の4町村合併を機に温泉施設をはじめ、「太陽の丘えんがる公園」²「丸瀬布いこいの森」「ちゃちゃワールド」等の観光施設、北海道遺産「森林鉄道蒸気機関車雨宮21号」や「白滝ジオパーク」等の観光資源、「層雲峡・オホーツクシーニックバイウェイ」³への参画等の地域間連携により、町内外から多くの観光客を誘致する等、行政・民間の協働による新たな取り組みを進めているところである。

表 2.7 季節別観光客入り込みの推移

(単位：千人)

年次	地域	春	夏	秋	冬	総計
平成13年度	生田原町	35.9	61.6	22.4	41.0	160.9
	遠軽町	24.0	53.2	7.8	51.8	136.8
	丸瀬布町	30.2	103.8	18.8	24.9	177.7
	白滝村	12.8	40.8	6.8	9.3	69.7
	計	102.9	259.4	55.8	127.0	545.1
平成14年度	生田原町	33.8	57.1	19.6	34.0	144.5
	遠軽町	21.3	58.6	4.6	52.7	137.2
	丸瀬布町	41.1	108.2	14.8	18.5	182.6
	白滝村	3.1	14.7	2.3	7.1	27.2
	計	99.3	238.6	41.3	112.3	491.5
平成15年度	生田原町	25.6	53.0	17.4	27.9	123.9
	遠軽町	22.7	102.7	7.0	46.2	178.6
	丸瀬布町	34.1	100.1	13.6	15.3	163.1
	白滝村	12.0	39.7	10.8	16.5	79.0
	計	94.4	295.5	48.8	105.9	544.6
平成16年度	生田原町	32.3	49.7	16.4	28.7	127.1
	遠軽町	15.4	62.9	17.9	69.2	165.4
	丸瀬布町	28.8	104.8	13.7	14.4	161.7
	白滝村	18.3	49.1	10.6	16.6	94.6
	計	94.8	266.5	58.6	128.9	548.8
平成17年度	遠軽町	80.1	303.5	57.7	81.8	523.1
平成18年度	遠軽町	84.4	264.3	53.8	102.5	505.0
平成19年度	遠軽町	58.2	207.1	40.7	80.9	386.9
平成20年度	遠軽町	56.5	189.1	40.0	74.2	359.8
平成21年度	遠軽町	60.4	198.7	36.0	66.9	362.0
平成22年度	遠軽町	61.8	229.5	40.4	73.6	405.3
平成23年度	遠軽町	55.0	201.9	34.4	59.6	350.9
平成24年度	遠軽町	48.3	178.3	31.4	57.3	315.3
平成25年度	遠軽町	42.5	184.5	30.5	51.7	309.2

資料：「北海道観光入込客数報告書」北海道

² 「太陽の丘えんがる公園」：都市計画決定されている「遠軽公園」および虹のひろばを含む一帯を指す。

³ シーニックバイウェイとは地域に暮らす人が主体となり、企業や行政と手をつなぎ、個性的で活力ある地域づくり、景観づくり、魅力ある観光空間づくりを目指す取り組み。遠軽町は「層雲峡・オホーツクシーニックバイウェイ」（候補ルート）に属している。

5. 上位計画

遠軽町まちづくり構想は、上位計画を「第2次遠軽町総合計画」並びに北海道が策定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」とし、主たる内容は以下のとおりである。

「第2次遠軽町総合計画」

計画目標年次

平成27年度～平成36年度（10年間）

まちの将来像

もり みず
森林と清流 つくる・つながる にぎわいのまち

まちづくりの大綱（基本計画）

基本方針 1.人と自然に思いやりのあるまちづくり

基本目標 1.自然とともに生きるまちづくり

- ・ 便利な社会生活は環境に負荷を与えることを忘れず「自然を大切に」まちづくりに取り組みます。

基本目標 2.快適な生活空間づくり

- ・ 地域の実情に沿った利便性の向上のため、ユニバーサルデザインを推進します。
- ・ 今あるインフラを大切に生かし、高速交通網の延伸も踏まえ、計画的な交通道路ネットワークの構築を図ります。
- ・ 人にも自然にも思いやりのある道路環境の整備に取り組みます。
- ・ 安心して町民が町内で暮らせるために交通ネットワークの維持及び存続に取り組みます。
- ・ 圏域の要衝となる交通ネットワークの維持及び構築に取り組みます。
- ・ 高度化し続ける情報・通信技術に対応できるよう、通信環境や基盤の整備、及び情報化に対応できる知識の普及に努めます。

基本方針 2.安全・安心で住みごこちの良い暮らしの場づくり

基本目標 1.快適でうるおいのある生活環境づくり

- ・ 人口の減少に伴い、空家対策や住宅の適正管理に取り組み、良好なまちなみづくりを進めます。
- ・ 多様な入居者の特性や趣向を踏まえ、公共賃貸住宅の整備や利便性の向上と、適切な維持管理に努めます。
- ・ 調和のとれた美しいまちなみづくりを進めます。
- ・ 美しい景観を将来に引き継いでいくため、環境美化や景観に対する町民意識の高揚を図ります。
- ・ 安全・安心な水を安定供給するため、水道施設の計画的な整備と効率的な維持管理を進めます。

す。

- ・ 効率的な水道事業運営を進め、計画的で健全な事業経営に努めます。
- ・ 下水道計画区域内での計画的な下水道整備を推進するとともに、未整備地区の効率的な下水処理対策に取り組みます。

基本目標 2.安心して安全に暮らせる住み良いまちづくり

- ・ 消防・救急体制を強化するため、消防団への加入促進や装備、資機材の充実に取り組みます。
- ・ 火災を未然に防ぐ意識や救急時の対応に関する知識の普及に努めます。
- ・ 自助、共助等災害に対する町民意識の高揚や防災体制の整備、強化に取り組みます。
- ・ 交通事故の発生を防止するため、交通安全教育の充実に取り組むとともに、交通安全施設の整備を進めます。
- ・ 関係機関との連携による防犯体制の強化、詐欺被害の防止や防犯意識の向上に関する啓発活動を進めます。

基本目標 3.環境を保全し、衛生的なまちづくり

- ・ ごみの減量化、再利用・再資源化を進め、循環型社会システムづくりに取り組みます。
- ・ 処理施設の整備・更新と適切な維持管理に努めます。
- ・ 地球規模での環境保全に対する意識を高め、地球温暖化の抑制につながる取り組みを進めます。
- ・ 公害の監視や害虫防除等、環境衛生対策の充実に努めます。
- ・ 町営墓地については、墓地所有者の把握と適正な管理に努めます。

基本方針 3.活気と創造性にあふれ、未来につながる産業づくり

基本目標 1.地域の資源をいかした産業のまちづくり

- ・ うるおいとゆとりが感じられ、強く魅力ある農業をつくります。
- ・ 魅力を向上させることで担い手の確保を図り、持続可能な農業を目指します。
- ・ 計画的で将来性のある森林整備を進めます。
- ・ 林業経営基盤の安定と担い手の育成・確保を図ります。
- ・ 森林の公益的機能の保全と活用を図り、持続可能な循環型社会を確立します。
- ・ 企業のニーズを把握し、効果的な情報発信を進めます。
- ・ 地域資源と交通ネットワークの優位性を生かした企業誘致活動を進めます。

基本目標 2.魅力的で活気あふれる商工業・観光づくり

- ・ 町民が魅力を感じ、足を運びたくなるような活気ある商店街をつくります。
- ・ チャレンジ精神を持つ事業者を積極的に支援します。
- ・ 地域にお金が循環し、商工業がうるおうまちづくりを進めます。
- ・ 商工業団体等と連携し、協働するまちづくりを進めます。
- ・ 地域の魅力と資源を生かし、まちがうるおう観光地づくりを推進します。
- ・ 地場産業を生かした特産品の開発と地域ブランド化を進めます。
- ・ 若者から高齢者までが満足できる、魅力あふれるイベントづくりを進めます。

基本目標 3.安心して働ける環境づくり

- ・ 地場産業の育成と企業誘致を進め、新たな雇用の場を創出します。
- ・ 若者が働ける場をつくり、女性や高齢者、障がい者の雇用環境を整備します。

- ・ 多様化する職業と就業ニーズに対応した、職業能力の開発を推進します。

基本方針 4.住み慣れたところで健やかに暮らせる生活づくり

基本目標 1.安心して健やかに暮らせるまちづくり

- ・ 健康診断や検診への参加を呼び掛け、病気の予防と早期治療を促します。
- ・ 遠軽町健康づくり推進委員による健康づくり活動を支援します。
- ・ 母親の不安解消のため、母子保健に関するサポート体制を充実します。
- ・ 住み慣れた場所で安心して医療が受けられるよう、医師をはじめ医療機関や診療体制の確保に努めます。

基本目標 2.住み慣れた場所でだれもがいきいきと暮らせるまちづくり

- ・ 地域のニーズを反映した地域福祉計画を策定し、それに基づいた取り組みを推進します。
- ・ 関係機関や団体と連携し、地域ぐるみでささえ合う体制を充実します。
- ・ 子ども、保護者のニーズに合った育児環境づくりや支援策の充実に努めます。
- ・ 子どもたちが安心して遊べる環境づくりに取り組みます。
- ・ 高齢者の生活実態を把握しニーズを反映した高齢者福祉を計画的に進めます。
- ・ 高齢者が住み慣れた場所で生きがいを持って健康に暮らせる環境づくりを支援します。
- ・ 障がい者（児）が地域で自立した生活が送れるよう支援します。
- ・ 障がい者（児）が生活する上でバリアのない環境をつくれます。
- ・ 疾病予防や重症化対策を推進し給付費を抑制するとともに、滞納対策等により保険料収入の確保に努めます。

基本方針 5.文化を守り、未来につなげるふるさとづくり

基本目標 1.ふるさとをささえる人づくり

- ・ 地域性を生かした特色ある教育を推進し、子どもの「生きる力」と「郷土を愛する心」を育みます。
- ・ 子どもが安全・安心に学習できる環境整備に努めます。
- ・ 学校、地域社会との連携強化や家庭教育情報の発信等家庭教育の支援に努めます。
- ・ 父母や親子の交流等を通じた情報交換の場づくり、学習の場づくりを提供していきます。
- ・ 「生きる力」と「郷土を愛する心」を持ったふるさとをささえる人づくりを進めます。
- ・ 各世代が学べる学習機会の充実と情報発信の拡充に努めます。
- ・ 指導者登録制度を充実させ、各団体の活動の支援に努めます。

基本目標 2.文化の薫りあふれるまちづくり

- ・ 生涯学習活動の拠点となる施設について、計画的な修繕や更新を行っていきます。
- ・ 町民のニーズに即した図書サービスの充実や図書館運営に努めます。
- ・ 芸術・文化活動を継承・拡大していくための事業展開を目指します。
- ・ 各団体が連携して活動の活性化を図るための支援に努めます。
- ・ いつでも気軽にスポーツ活動に取り組める環境づくりを進めます。
- ・ 各体育関係団体と連携して、スポーツ教室や大会の開催等参加の場と機会の充実を図ります。
- ・ スポーツ大会・合宿の受け入れ体制をより一層充実させ、交流人口の拡大に努めます。

基本目標 3.ふるさとを愛する心づくり

- ・ 各種文化財を適切に保護・保全し、後世に継承するとともに、地域の宝として町内外に積極的に発信し、これからの未来につなげるための活用を進めます。
- ・ 先人や郷土出身者の精神を継承し、ふるさとを愛する心づくりを進めます。
- ・ 国際化に対応した人材育成やまちづくりを進めます。
- ・ ふるさと会や友好都市等との交流を進め、地域の活性化と誇りと愛着を持てるふるさとづくりにつなげます。

基本方針 6.町民と町が気軽に対話できるまちづくり

基本目標 1.町民とつくるパートナーシップのまちづくり

- ・ 町民と町のパートナーシップを構築し、対話により意見を反映するまちづくりに取り組みます。
- ・ 関係団体と連携し、自衛隊の体制維持に取り組みます。
- ・ コミュニティ活動に対して積極的なサポートに努めます。

基本目標 2.町民に関かれた役場づくり

- ・ PDCA サイクルにより各種事業を管理し、目的達成に向け取り組みます。
- ・ 行政サービスの維持向上を目指す一方、事業の効率化に努めます。
- ・ 持続可能な財政運営に向け、身の丈に合った財政運営を行うとともに、安定した財政基盤を確立します。

土地利用の方向

①都市地域

都市地域は「都市計画用途地域」と用途地域以外のそれぞれの地域において、町民の利便性や安全性に配慮した土地利用に努めます。

【都市計画用途地域】

- ・ 土地の有効利用、良好な都市環境の確保と形成、機能的な都市基盤を整備しつつ、今後、新たに必要とされる宅地の適正な開発を誘導していきます。
- ・ 計画的に都市計画用途地域の見直しを行い、住居系地域、商業系地域、工場系地域等を適正に配置し、自然環境と調和のとれた都市機能を確保します。
- ・ 郊外への無秩序な都市地域の拡大を抑制し、中心市街地の活性化を図るため、コンパクトなまちづくりを進めます。

【都市計画用途地域以外】

- ・ それぞれの地域の特性を活かし、住環境のさらなる向上と各地域の市街地の活性化等、地域として一体性を持った土地利用を進めます。

②農業地域

農地は、将来にわたり食料を安定的に供給するための重要な生産基盤です。

このため、農地の無秩序な利用転換を抑制し、必要な農地の維持確保に努めるとともに、土

地の基盤整備と農地の集約化の促進、さらには、利用度の低い農地の有効活用、快適な暮らしができる農村集落の生活環境の整備に努めます。

③森林地域

森林は、地球温暖化防止をはじめ、渇水の緩和や水質の浄化を行う水源かん養機能、土砂流出や崩壊を防止する国土保全機能等、多くの公益的機能を持っています。また、間伐材等の未利用残材を使った木質バイオマスエネルギーの利用等森林の持つ役割は、今後も高まることが想定されます。

このため、森林を総合的かつ高度に活用できるよう、計画的な森林の保全管理と整備を進めます。

④観光・レクリエーション地域

芸術、文化及びスポーツ等の活動や多様化する観光ニーズ等に対応するため、既存施設の充実を図るとともに、新たなニーズに対応した施設等の整備に必要な用地の確保に努めます。

また、北海道遺産や景勝地をはじめとした本町の貴重な観光資源の適正な保全に努めるとともに、高速交通網の整備を踏まえた広域連携による観光ゾーンの形成等、観光者や交流人口の拡大を促進する利用を進めます。

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」

I. 都市計画の目標

1. 基本的事項

(1) 目標年次

都市づくりの基本理念、将来の都市構造、土地利用、都市施設の決定方針を平成 32 年の姿として策定する。

(2) 範囲

本区域の範囲及び規模は次のとおりである。

区分	市町村名	範囲	規模
遠軽都市計画区域	遠軽町	行政区域の一部	約 1,985ha

2. 都市づくりの基本理念

(1) 都市の現状と課題

遠軽町は、オホーツク連携地域のほぼ中央に位置しており、湧別川に瀬戸瀬川、生田原川及びサナブチ川が合流し、そこに広がる肥沃な大地を背景に、農林業や鉄道の要衝として市街地が形成されてきた。

また、平成 17 年には、旧遠軽町、旧生田原町、旧丸瀬布町及び旧白滝村が合併し、遠軽町が設置されたところである。

産業については、農林業を基幹産業として発展してきたが、農産物の輸入の増加、農畜産物価格の低迷、外国産木材の輸入の増加などの影響を受け、低迷してきており、今後も大きな発展は期待できないことから、現在の農地・森林が有する公益的機能を生かし、自然環境と調和した田園都市の形成を図ることが求められる。

さらには人口の減少、世帯規模の縮小、高齢化の進行などを踏まえたまちづくりへの転換、モータリゼーションの進展を背景とした購買力の流出などに伴う中心市街地の空洞化に対応したまちづくりを進める必要がある。

(2) 都市づくりの基本理念

遠軽町では、森林、清流などの豊かな自然に包まれ、「絆」を大切に、住民が一体となって、「いきいきとしたふるさと・遠軽」を育てていくことを理念とし、まちづくりの目標として次の6つを掲げている。

- ・豊かな自然環境と共生するまちづくり
- ・安全・安心で住みごちの良いまちづくり
- ・元気な産業と活力あるまちづくり
- ・健康で生きがい大切に、互いにささえあうまちづくり
- ・いきいきとした心を育み、文化の薫るまちづくり
- ・みんなで進める協働のまちづくり

本区域の都市づくりにおいては、このことを踏まえると共に、今後は人口の減少や少子高齢化が進行することから、市街地の拡大を抑制し、都市の既存ストックの有効活用を促進することにより、様々な都市機能がコンパクトに集積した都市構造、さらには、地球環境時代に対応

した低炭素型都市構造への転換を目指す。

Ⅱ. 区域区分の有無

本区域に区域区分は定めない。なお、区域区分を定めなかった根拠は以下のとおりである。

本区域は、従来より都市の規模及び人口、産業の動向等から急激かつ無秩序な市街化の進行は見られず、用途地域周辺の農林業への影響も少ないことから、非線引き都市計画区域としてきたところである。

現在、人口は減少の傾向を示し、産業については停滞している状況であり、今後ともこれらが増加、発展に転じることは容易ではないと推測される。

一方、世帯数については横ばいの傾向を示しているが、今後は未利用地等を有効活用しながら、これまで整備を進めてきた都市基盤を活用したコンパクトな内部充実型のまちづくりを基本とするため、将来の市街地については現在の市街地と同程度と想定し、農林業との健全な調和を図りながら、豊かな自然環境や景観の保全に努める都市づくりを進める。

これに加え市街地の規模に大きな影響を与える大規模プロジェクト等の予定もないことから、今後においても急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないものと判断し、区域区分は定めないこととする。

Ⅲ. 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要用途の配置の方針

本区域の中心市街地においては、空き店舗・空き地の増加による商業業務機能の衰退、にぎわいの喪失などが課題となっている。また、市街地の一部で宅地開発が進む一方、効率的な土地利用が図られていない大規模な街区があることなどが土地利用における課題となっている。

このため本区域においては、人口の減少、少子高齢社会など、都市を取り巻く環境の変化に対応し、安全で快適な都市生活を持続可能とする都市を構築する「コンパクトなまちづくり」、さらには、低炭素型都市構造への転換を目指し、本区域における住宅地、商業業務地、工業地の各用途を次のとおり配置する。

①住宅地

- ・本区域の住宅地においては、地域特性に応じて地区計画等の活用や各種事業の導入を図ることにより、安全で安心して暮らせるゆとりある住環境の形成を図ることとし、専用住宅地及び一般住宅地で構成する。
- ・南町地区及び西町地区には、低層住宅を中心とした専用住宅地を配置し、田園環境や自然環境と調和した良好な住宅地の形成を図る。
- ・中心商業業務地周辺の一般住宅地においては、利便性の高さを生かし、低・未利用地の活用により、公営住宅や民間賃貸住宅など多様な住宅の誘導を図る。
- ・その他の一般住宅地においては、現在の土地利用を基本としながら、街並み景観の形成や周辺環境との調和の図られた良好な住宅地の形成を図る。

②商業業務地

- ・本区域の商業業務地は、中心商業業務地及び沿道商業業務地で構成する。
- ・JR遠軽駅前の3・3・1号大通（国道242号）沿道を中心に中心商業業務地を配置し、中心的な生活交流拠点機能を担う空間として、機能と快適性の向上や歩行者空間のバリアフリー化整備などを進める。
- ・3・3・1号大通（国道242号）北側沿道には、中心商業業務地と一体的に沿道商業業務地を配置し、背後地である住宅地の住環境に配慮しながら、沿道サービス系土地利用を図る。

③工業地

- ・学田地区及び南町地区東部・南部には一般工業地を配置し、工業系土地利用の誘導や地場産業の振興・活性化を図る。
- ・3・3・1号大通（国道242号）沿道には、沿道型工業施設の集積を図る一般工業地を配置し、背後地の住宅地の住環境に配慮しつつ、交通利便性の高さを生かした工業系土地利用を図る。

（2）土地利用の方針

①用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

- ・工場跡地などで住宅地としての土地利用の進む工業地については、住居系用途地域へ見直し、良好な住環境の形成を図る。
- ・旭川紋別自動車道の延伸に伴い、今後整備が予定されている（仮称）遠軽豊里インターチェンジへのアクセス道路となる国道242号沿道については、交通利便性の高さを生かした流通業務施設や沿道サービス施設の立地を誘導するため、工業地への用途転換を図る。

②居住環境の改善又は維持に関する方針

- ・西町地区の専用住宅地においては、住民の意向や地域の特性等に応じた事業手法の導入により、行き止まり道路等の解消を図り、安全で安心して暮らせるゆとりある住環境の形成を図る。
- ・南町地区の専用住宅地においては、地区計画等の活用により、区画道路やオープンスペース、緑地などが確保された、良好な街区の形成、維持を図る。
- ・学田地区の一般住宅地においては、老朽化した公営住宅の改善や歩行者に配慮した区画道路の整備などを進め、緑を生かしたゆとりある住環境の形成、維持を図る。

③優良な農地との健全な調和に関する方針

- ・本区域のうち、集团的農用地や、国・道営の土地改良事業等、各種農業投資が実施されている区域及び実施を予定している区域の農地等については、健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として今後とも優良な農用地としてその保全に努める。

④災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・ 洪水、浸水、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る。
- ・ 西町1丁目の急傾斜地危険区域については区画の整序と併せ、必要に応じて崩落防止対策を図る。

⑤自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

- ・ 市街地より西に広がる丘陵は、自然環境・環境保全・景観形成の観点から重要な「みどり」であり、今後とも維持・保全を図る。

⑥計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

- ・ 西町地区及び南町地区の用途白地地域で民間事業者の開発行為等により既に住宅地が形成されている地区については、建築物の用途の混在による既存の住環境の悪化等を防ぐため、農林業と十分な調整を図った上で用途地域を定める。
- ・ 旭川紋別自動車道の延伸に伴い、今後整備が予定されている（仮称）遠軽豊里インターチェンジへのアクセス道路となる国道242号沿道の用途白地地域のうち既に都市的土地利用の進展が見られる地区については、交通利便性の高さを生かした流通業務施設や沿道サービス施設の立地を誘導するため、農林業と十分な調整を図った上で用途地域を定める。
- ・ 福路地区にある用途白地地域の町有地については、えんがる温水プールの整備が行なわれているが、今後の土地利用の動向や周辺環境への影響等を踏まえ、必要に応じて土地利用の整序を図る。
- ・ 市街地周辺の用途白地地域については、無秩序な土地利用や市街地の拡大を防ぐため、必要に応じて特定用途制限地域等を定めることにより、土地利用の整序を図る。

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設

①基本方針

a 交通体系の整備の方針

遠軽町は、オホーツク連携地域のほぼ中央に位置する地方中小都市であり、今後も都市内道路網の重要性は変わらないものと考えられる。

このため広域的な交通に配慮した交通体系の形成を進めるとともに、都市内交通にも対応した交通体系の形成を図る。

交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的に進める。

また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化、多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方と、情報技術を活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で、交通施設整備を検討する。

これらの考えの基に、基本方針は次のとおりとする。

- ・都市間や空港、港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を進める。
- ・多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。
- ・歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を進める。
- ・公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成や、交通結節点の整備などを進める。
- ・オホーツク圏域の地域中心都市として、物流拠点及び広域観光や観光産業の振興を目指した道路網形成に配慮する。
- ・長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。

b 整備水準の目標

- ・交通体系については、広域的かつ長期的視点に立って整備を図っていくものとするが、当面、次のような整備水準を目標とする。
- ・街路網については、各道路機能に応じて段階的な整備を進め、都市計画道路の整備を図る。

年次	平成 17 年（基準年）	平成 32 年（目標年）
幹線街路網密度	1.95km/km ²	2.48km/km ²

②主要な施設の配置の方針

a 道路

- ・一般国道自動車専用道路 旭川紋別自動車道が計画されていることから、アクセス道路の検討を行う。
- ・3・3・1号大通（国道 242 号）を都市の骨格となる道路とする。
- ・3・4・2号停車場通（一般道道遠軽芭露線、一般道道遠軽停車場線）、3・4・5号鴻之舞通（主要道道遠軽雄武線）、3・4・6号高校通（一般道道遠軽安国線）、及びその他の都市計画道路を配置し、都市内道路網を形成する。
- ・3・4・2号停車場通（一般道道遠軽芭露線、一般道道遠軽停車場線）に、JR石北本線遠軽駅の駅前広場を配置しており、今後とも交通結節点機能を確保する。

（2）下水道及び河川

①基本方針

a 下水道及び河川の整備の方針

ア 下水道

- ・生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図り、都市の健全な発展と公衆衛生の向上に資するため、下水道整備を促進する。

イ 河川

- ・自然環境などに配慮しつつ防災と親水を目的として河川、水辺空間の整備に努める。

b 整備水準の目標

ア 下水道

- ・下水道の普及率は平成 17 年で 75.4%であり、引き続き市街地の普及を目指し、整備促進を図る。

イ 河川

- ・河川については、治水安全度の向上に努めるとともに、周辺環境に配慮した河川の整備に努める。

②主要な施設の配置の方針

a 下水道

- ・遠軽公共下水道については、学田地区に処理場を配置し、排水区域内にポンプ場、幹線管渠を適切に確保する。

b 河川

- ・湧別川、生田原川などの河川については、各種開発事業などとの調整を図りつつ、親水機能にも配慮した自然と触れ合う水辺空間の活用や、総合的な治水対策などに努める。

③主要な施設の整備目標

a 下水道

- ・市街地の未整備地区の幹線管渠の整備を促進するとともに、老朽化した下水道施設の長寿命化を図りながら、改築更新を行う。

b 河川

- ・湧別川及び生田原川の河川改修の促進を図る。

(3) その他の都市施設

①基本方針

a 廃棄物処理施設

- ・民間事業者等による一般廃棄物処理施設については、「北海道循環型社会形成推進基本計画」、「北海道廃棄物処理計画」、「ごみ処理の広域化計画」、遠軽町において定める「一般廃棄物処理基本計画」等における位置づけ等を踏まえ、公益性及び恒久的性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。
- ・産業廃棄物処理施設は、「北海道循環型社会形成推進基本計画」及び「北海道廃棄物処理計画」に基づき、適切な立地及び施設整備となるよう誘導を図るとともに、各計画における位置づけ等を踏まえ、公益性及び恒久的性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。

b 市場

- ・遠軽卸売市場については、今後ともその機能の維持を図る。

②主要な施設の配置の方針

a 市場

- ・遠軽卸売市場については学田地区に配置し、今後ともその機能の維持を図る。

3. 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

遠軽町では、市街地西部に丘陵樹林地帯が広がり、市街地中央にそびえる瞰望岩を含めた地域が都市計画公園として整備され、市街地と一体となった景勝の地を成している。また、市街地中央を貫流する湧別川の一部で構成される湧別川河川緑地を骨格とし、良好な自然環境を形成している。

この緑地の形に即応して、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成各系統における機能が総合的に発揮され緑のネットワークを形成するように公園緑地などを適正に配置し、整備保全に努める。

(2) 主要な緑地の配置の方針

- ・日常生活圏としてのまとまりや、地理的条件、市街地の進展動向及び誘致距離を勘案し、住民の身近なレクリエーション活動の場や地震、局地的豪雨、竜巻、火災等の諸災害発生時の一時避難地として住区基幹公園、緑地の適正な配置、整備を図る。
- ・多様なレクリエーション活動、災害発生時の復旧活動の拠点などとして機能する都市基幹公園、地域の特性を生かした多彩な公園、緑地等の適正な配置、整備を図ることとし、遠軽公園、遠軽スポーツ公園、湧別川河川緑地などの配置、整備を図る。
- ・自然性に富んだ緑地や、風致の維持、良好な景観形成に資する緑地の保全に努める。
- ・湧別川、生田原川などの河川空間や幹線道路の道路空間などの緑を充実し、緑豊かで潤いのある水と緑のネットワークの形成に努める。
- ・公園施設の長寿命化を図りながら、改築更新に努める。

(3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

- ・緑の保全、創出に関する施策をより総合的かつ計画的に進めるため、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「緑の基本計画」という）などの策定に努める。
- ・緑の基本計画などを踏まえ、必要なものを公園、緑地などの都市施設、風致地区などの地域地区として、都市計画決定を行う。

6. 都市計画の現況

地域地区

(1) 都市計画区域

遠軽町の都市計画区域は昭和27年7月、行政区域全域をもって指定した。その後、将来の市街地の発展傾向、人口動態等を勘案し、昭和43年7月に見直しを行い、区域を市街地周辺に縮小し、さらに昭和56年7月、平成4年3月に市街地の拡大、土地利用計画について検討を加え、変更し、現在に至っている。また、白地地域については、平成16年3月に建築形態制限の指定を行った。

表 2.8 都市計画区域の沿革

年月日	告示等	事項	面積
S27.7.16	建設省告示第963号	行政区域全域を指定	208.95km ²
S43.7.24	建設省告示第2018号	指定区域の縮小	1,461ha
S56.7.20	北海道告示第1591号	拡大変更	1,948ha
H4.3.31	北海道告示第476号	拡大変更	1,985ha
H16.3.2	北海道告示第232号	白地地域の建築形態制限の指定	1,985ha

(2) 用途地域

遠軽町の用途地域は、昭和43年12月に決定され、住居地域、商業地域、準工業地域の3区分の指定であった。

昭和48年8月市街地の拡大により指定区域の拡大と合わせ、従来の用途区分を細分化し、住居地域を第1種住居専用地域、第2種住居専用地域及び住居地域に分類、商業地域を商業地域と近隣商業地域に分類し、都市計画公園地域を追加した。

また、昭和58年7月学田・向遠軽・清川の一部を拡大、平成3年福路地区を拡大、平成4年8月用途区分の見直し、昭和61年、平成7年、14年、16年に用途区分の変更を行い、現在に至っている。

表 2.9 用途地域指定の沿革

年月日	告示等	内容	面積
S43.12.28	建設省告示第3,851号	用途3区分指定	347.5ha
S48.8.28	遠軽町告示第32号	拡大	451.0ha
S58.7.5	遠軽町告示第20号	拡大	615.0ha
S61.3.19	遠軽町告示第5号	用途区分の変更	615.0ha
H3.3.28	遠軽町告示第18号	拡大	617.0ha
H4.8.31	遠軽町告示第24号	用途区分の見直し	617.0ha
H7.7.1	遠軽町告示第19号	用途区分の変更	636.6ha
H14.12.27	遠軽町告示第44号	用途区分の変更	636.6ha
H16.7.20	遠軽町告示第37号	用途区分の変更（現行）	636.6ha

表 2.10 用途地域の基準

種別	面積 (ha)	建築物の延べ面 積の敷地面積に 対する割合 (%)	建築物の建築面 積の敷地面積に 対する割合 (%)	外壁の後 退距離の 限度 (m)	建築物高 さの限度 (m)	敷地面積 の最低限 度 (m ²)	構成比 (%)
第1種低層 住居専用地域	約139	60以下	40以下	-	10	-	21.8
第1種中高層 住居専用地域	約97	200以下	60以下	-	-	-	15.2
第2種中高層 住居専用地域	約96	200以下	60以下	-	-	-	15.1
第1種住居地域	約137	200以下	60以下	-	-	-	21.5
第2種住居地域	約43	200以下	60以下	-	-	-	6.8
近隣商業地域	約20	300以下	80以下	-	-	-	3.2
商業地域	約6.6	400以下	80以下	-	-	-	1.0
準工業地域	約98	200以下	60以下	-	-	-	15.4
合 計	約636.6	-	-	-	-	-	100.0
用途地域の指定のない区域内の建築物に関する数値指定							
遠—1	約965.4	200以下	60以下				
遠—2	約383	50以下	30以下				

(3) 都市計画区域・用途地域内人口の推移

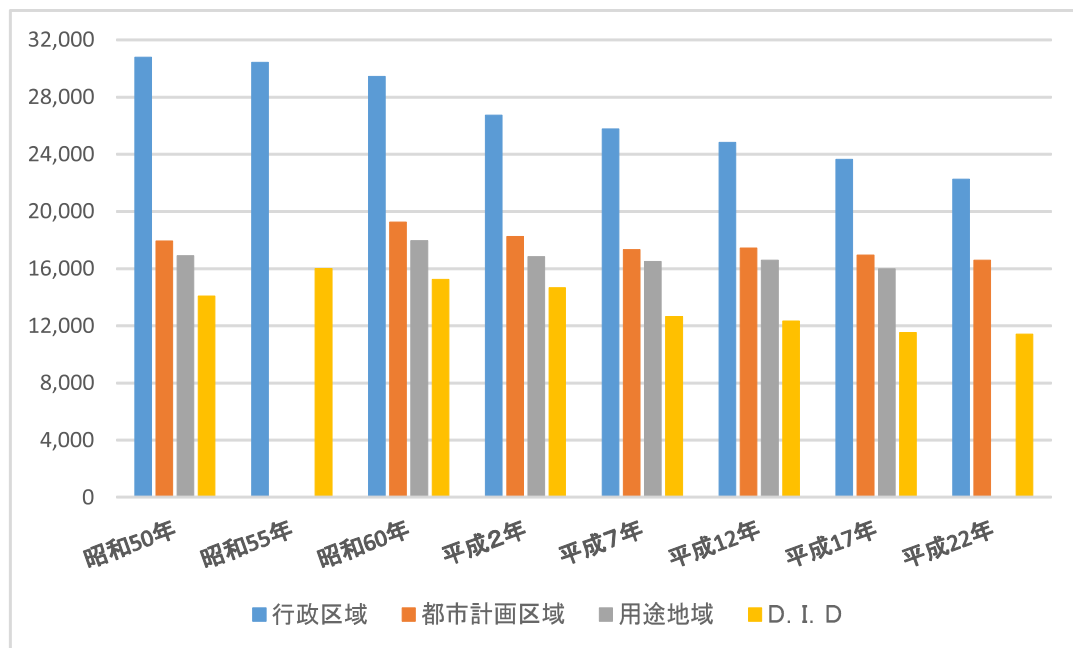
都市計画区域内人口は、昭和50年17,935人（行政区域内人口比58%）であったが、平成22年度には16,594人（同75%）となっている。

用途地域内人口については昭和50年の16,908人（55%）から増加しており、都市計画区域内とりわけ用途地域内に人口が集中している。

表 2.11 都市計画区域内及び用途地域内人口の推移

(単位：人・%)

	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22
調査基準日	S50.10.1	S55.10.1	S60.10.1	H3.10.1	H8.10.1	H13.10.1	H17.10.1	H22.10.1
行政区域	30,785	30,428	29,444	26,735	25,769	24,844	23,648	22,265
都市計画区域	17,935	-	19,256	18,247	17,338	17,440	16,995	16,594
用途地域	16,908	-	17,964	16,841	16,508	16,586	15,998	-
都市計画区域内 人口集中度	58.26	-	65.40	68.25	67.28	70.20	71.70	74.53
用途地域内 人口集中度	54.92	-	61.01	62.99	64.06	66.76	67.65	-
D . I . D	14,083	16,009	15,255	14,665	12,661	12,339	11,536	11,425



資料：「国勢調査」総務省、「住民基本台帳」、「都市計画現況調査票」遠軽町

図 2.6 都市計画区域内及び用途地域内人口の推移

(4) 準防火地域

遠軽町の用途地域内における商業地域を中心に、火災延焼防止を目的として準防火地域が指定されている。当地域は昭和48年に当初決定して以来、昭和58年に用途地域の変更に伴い一部拡大を行い、面積23.4haが都市計画決定されている。

表 2.12 準防火地域の内容

区分	面積	指定用途地域	決定内容		
準防火地域	23.4ha	商業地域 近隣商業地域	昭和48年8月28日 昭和58年7月5日	18.8ha 23.4ha	当初決定 拡大決定

資料：「遠軽町の都市計画（平成26年度版）」遠軽町

(5) 特別工業地区

遠軽町の用途地域内における特別工業地区は、土地利用の適正化及び効率化を図るため必要な建築物の建築制限または禁止を行い、地域住民の生活環境の保全に資することを目的として平成7年7月1日に決定されている。

表 2.13 特別工業地区の内容

区分	面積	特別用途地区	決定内容		
特別工業地区	8.0ha	特別工業地区	平成7年7月1日	8.0ha	当初決定

資料：「遠軽町の都市計画（平成26年度版）」遠軽町

都市施設

(1) 都市計画道路

遠軽町の都市計画道路は、10路線、総延長19,970mが計画決定されており、現在、14,160mが整備済みで整備率は約71%となっている。路線別の整備状況は中学校通、岩見通、南ヶ丘通が一部整備済み、東1線通は未整備であり、その他の路線は整備済みである。

表 2.14 都市計画道路の概況

(単位：m,%)

名称		計画		実績	
番号	道路名称	幅員	延長	整備済	進捗率
3・3・1	大通	22	4,850	4,850	100
3・4・2	停車場通	18	2,380	2,380	100
3・4・3	役場通	18	420	420	100
3・4・4	東1線通	18	2,940	0	0
3・4・5	鴻之舞通	18	550	550	100
3・4・6	高校通	18	1,090	1,090	100
3・4・7	野上通	18	1,550	1,550	100
3・5・8	中学校通	14	730	420	58
3・6・9	岩見通	11	3,430	2,120	62
3・4・10	南ヶ丘通	18	2,030	780	38
合計			19,970	14,160	71

資料：「遠軽町経済部建設課より」

(H27. 3. 31 現在)

(2) 都市計画公園

遠軽町の都市計画公園は、街区公園10ヶ所1.95ha、近隣公園1ヶ所2.04ha、総合公園1ヶ所45.76ha、運動公園1ヶ所10.00ha、湧別川河川緑地公園156.80haが計画決定されている。

表 2.15 都市計画公園の概況

(単位：ha,%)

名称		種別	位置	計画面積	供用面積	進捗率
番号	公園名					
2・2・1	西町公園	街区	西町3丁目	0.26	0.26	100.00
2・2・2	末広公園	街区	西町3丁目	0.15	0.15	100.00
2・2・3	山の手公園	街区	西町2丁目	0.16	0.16	100.00
2・2・4	大角公園	街区	南町4丁目	0.10	0.10	100.00
2・2・5	豊里公園	街区	豊里	0.17	0.17	100.00
2・2・6	東海林公園	街区	南町3丁目	0.13	0.13	100.00
2・2・7	大通公園	街区	大通南4丁目	0.20	0.20	100.00
2・2・8	中央公園	街区	1条通北3丁目	0.15	0.15	100.00
2・2・9	遠藤公園	街区	2条通北8丁目	0.10	0.10	100.00
2・2・10	西町2丁目公園	街区	西町2丁目	0.53	0.53	100.00
		合計		1.95	1.95	100.00
3・3・1	みなみ公園	近隣	福路1丁目	2.04	0.28	13.73
		合計		2.04	0.28	13.73
5・6・1	遠軽公園	総合	西町1丁目	45.76	45.76	100.00
		合計		45.76	45.76	100.00
6・4・1	えんがるスポーツ公園	運動	東町1丁目	10.00	10.00	100.00
		合計		10.00	10.00	100.00
1	湧別川河川緑地	都市緑地	40号線～32号線	156.80	21.21	13.53
		合計		156.80	21.21	13.53
		総計		216.55	79.20	36.57

資料：「遠軽町経済部建設課より」

(3) 公共下水道

遠軽町の公共下水道は、都市計画法に基づく都市施設として遠軽処理区を有している。平成26年度末の下水道整備状況は、認可区域658.5haに対して整備面積475.1haで整備率は72.1%となっている。

表 2.16 平成26年度末の下水道事業計画及び整備状況（概要）

項目	遠軽処理区
下水道種別	公共
全体計画目標年	平成30年度
認可終了年月日	平成31.3.31
全体計画区域面積（ha）	658.5
認可区域面積（ha）	658.5
計画人口（人）	15,400
認可人口（人）	15,400
整備区域面積（ha）	475.1
整備率（%）	72.1
全体計画区域内人口（人）	15,357
普及人口（人）	13,892
普及率（%）	90.5

(4) その他都市計画施設

○市場

遠軽町の都市計画市場は、昭和44年4月に遠軽卸売市場を施行者とし、名称(株)丸千遠軽魚菜卸売市場として操業されている。

表 2.17 都市計画市場（丸千遠軽魚菜卸売市場）

決定事項	位置	決定年月日	許可番号
遠軽卸売市場位置の決定	大通北9丁目2	昭和44年4月11日	建設省告示 第1405号

資料：「遠軽町の都市計画（平成26年度版）」遠軽町

7. 住民の満足度と今後のまちづくりへの期待

【第2次遠軽総合計画アンケートより】

第2次遠軽町総合計画の策定にあたり、町民の皆さんが日ごろの暮らしや生活環境をどのように感じているのかをはじめ、これまでのまちづくりへの評価や今後の遠軽町への期待、意見等を把握するため、町内在住の20歳以上の町民から無作為に抽出し、3,000名を対象とした「住民アンケート調査」と遠軽高等学校3年生を対象とした「高校生アンケート調査」を実施し、次のような結果が得られた。

【まちづくり分野の満足度と重要度の関係】

満足度と重要度の関係	傾向が見られる項目
満足度が低く、重要度が高い (現状に不満を持ち、今後の重要性を指摘)	町内の医療体制の充実 除排雪の充実 商工業の振興、企業の誘致(雇用・就業の場の確保) 鉄道やバス等の公共交通機関の充実 観光・レクリエーションの振興
満足度が高く、重要度も高い (現状を評価しているものの、今後の重要性も指摘)	自然環境(の保全)
満足度が高く、重要度は低い (現状に一定の満足感があり、今後の重要性が高くない)	上水道の整備 交通安全への対策 ごみ処理 防災への対策

- 遠軽町は「生活するのに安心・安全」「自然や風景が美しい」との評価は高いが、「活気を感じる」「まちづくりに個性や特色が見られる」ことへは評価が低い

現在の遠軽町の印象を尋ねた結果で最も印象(評価)が高かったのは「生活するのに安心・安全なまち」で、その理由として、災害や交通事故、犯罪等が少なく安心であるということ、防災対策の満足度が高いこと等であった。

続いて評価が高かったのは「自然や風景が美しいまちである」で、町の面積の約9割を占める豊かな森林資源や、町内を縦貫して流れる湧別川や生田原川の清流があること等、自然に恵まれた環境にあることが評価されている。

一方で、評価が低かったのは「活気を感じるまちである」という項目であった。住民アンケート、高校生アンケートともに、「さほど思わない」「思わない」の割合が最も多く、現状として、まちなかに活気を感じられないといった印象を持っている人が多いことが分かる。

続いて評価が低かったのは「まちづくりの中で、個性や特色が見られるまちである」という項目で、まちづくりに対して、町民の多くは個性や特色が見られないといった印象を持っている人が多いことが伺える。

- 「道路の除排雪」は重要度が高く、さらに「町内の医療体制」「雇用・就業の場の確保（商工業の振興・企業の誘致）」は重要度が高いとともに、現状の不満も多い

遠軽町の今後のまちづくりで特に力を入れて取り組んでほしいもの（重要度が高かったもの）については、「町内の医療体制の充実」が最も高く、次いで、「除排雪の充実」、「雇用・就業の場の確保」という結果になった。

そのうち、「町内の医療体制の充実」と「雇用・就業の場の確保（商工業の振興、企業の誘致）」項目については、別に行った満足度調査の結果では現状の満足度が低かった項目でもあることから、町民が特に取り組みを必要としているものであるといえる。

- 遠軽町の暮らしやすさや好きな思いを妨げる要因は「買い物の不便さ」

遠軽町が暮らしやすい（好きな）理由としては、町民・高校生ともに「生活するのに安心・安全なまち」であることが支持されている一方、暮らしにくい（好きではない）理由として、「買い物する場が少ないから」が町民、高校生ともに一番多く、買い物の不便さが、生活環境の満足度や暮らしやすさを妨げる大きな要因となっているといえる。

- 約6割の町民が遠軽町に住み続けたいと思っている

遠軽町への定住意向については、「今の場所に住み続けたい」または「町内の別のところに移りたい」と答えた町民は全体の約60%となった。一方で、同じ設問に対する高校生の回答では、約15%と極端に定住意向が少ない状況でもあるものの、進学等で「一度は町外に出るかもしれないが、また戻ってきたい」と答えた高校生が約40%おり、将来的には遠軽町への定住の意向を持つ高校生は多いといえる。

- 将来に望む遠軽町の姿は、町民が「健康で安心して暮らせるまち」、高校生は「自然と共生する美しいまち」

住民アンケートで今後なってほしい遠軽町の姿を尋ねたところ、「健康で安心して暮らせるまち（保健・医療や福祉が充実したまち）」が約64%で最も多く、「便利で快適に暮らせるまち（生活環境が整ったまち）」が約49%、「生活していて安全なまち（事故や犯罪、災害等が少ないまち）」が約43%と続き、遠軽町の将来を考える上で、医療体制の充実、生活環境の整備、安全・安心といった遠軽町で暮らしていくために基本となる生活環境の整備・充実が多くの町民から望まれていることが分かる。

一方、高校生に10年後になってほしい遠軽町の姿を尋ねたところ、「自然と共生する美しいまち（自然が豊かで、環境にやさしいまち）」が約50%で最も多く、「便利で快適に暮らせるまち（生活環境が整ったまち）」が約48%、「生活していて安全なまち（事故や犯罪、災害等が少ないまち）」が約38%と続く。高校生は、別な設問で行った遠軽町が好きな理由の結果でも、「緑や清流等の自然が多く残っていること」を上位にあげており、大人に比べて自然環境への意識が高いことが分かる。

